

村づくりをサポートします

村づくりをサポートしてくれる、農業委員の皆さんを紹介します（敬称略）。

（任期 平成23年5月14日～平成26年5月13日）

区	農業委員氏名	区	農業委員氏名	区	農業委員氏名	区	農業委員氏名		農業委員氏名
1	深津 昇	6	森田 喜久治	11	小池 恒夫	16	田島 常一	農協推薦	岩田 金義
2	岸 正信	7	高橋 正二	12	鎌田 正美	17	笹澤 保男		
3	森田 利昭	8	松岡 哲夫	13	清水 一	18	早川 茂雄		
4	三保 三郎	9	松島 文男	14	富澤 繁徳	19	○ 清水 博敏		
5	善養寺 貞雄	10	◎ 萩原 清己	15	金井 守夫				

（注）◎：会長 ○：会長職代理



（前列左から1区、後列左から11区）

産業振興課よりお知らせ

狩猟免許取得・有害鳥獣捕獲おり購入を助成します

野生鳥獣は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により保護されており、野生鳥獣を捕獲することは、一般的に禁じられています。しかし、野生鳥獣が生活環境、農林水産業及び生態系に対して被害をもたらす場合があり、柵や網など被害防除対策によっても被害が防止できない場合、例外として捕獲が許可されます。

村では、農作物や生活環境に被害を及ぼす有害鳥獣被害防止策として、猟友会協力のもと有害鳥獣の捕獲を行っています。しかし現在、捕獲業務従事者の高齢化、後継者不足等人員が減少傾向にあります。そこで、新たに狩猟免許を取得し、有害鳥獣捕獲事業に従事する意志のある方に対し、今年度から狩猟免許の取得に要する経費の一部について、補助金を交付します。

○狩猟免許取得者支援補助金

有害鳥獣の捕獲及び有害鳥獣による農作物等への被害防止を推進するため、狩猟免許の取得に要する経費について、補助金を交付します。

- 補助対象者…村内に住所を有する方で、狩猟免許を取得し、かつ、村猟友会に入会のうえ有害鳥獣捕獲事業に従事する意志のある方
- 補助金交付額…狩猟免許受験手数料、狩猟者登録手数料の4分の3の額
- 申込み…狩猟免許申請書提出前に補助金交付申請書を産業振興課に提出して下さい。

○有害鳥獣捕獲檻購入補助金

野生鳥獣による農作物への被害軽減を図るため、農業者自らが有害鳥獣捕獲を行うために使用する捕獲檻（おり）の購入経費に対して補助金を交付します。

- 補助対象者…村内に住所及び農地を有し、わな猟免許を所持する被害農業者（受益者3人以上）
- ハクビシン及びアライグマ ■補助金交付額…捕獲檻1基につき7,000円
- 申込み…捕獲前に補助金交付申請書を産業振興課に提出して下さい。

※猟期以外で有害鳥獣を捕獲する場合には、村長の許可が必要です。許可を受けて捕獲した有害鳥獣は殺処分となります。

また、村が猟友会に依頼して実施している有害鳥獣捕獲と同様に、①被害が発生していること、②防護柵の設置などの防除を行っても被害がくい止められないこと、が条件です。

▶お問い合わせは、産業振興課（☎54-2211 内線223）

医療機関の適正受診にご協力ください

国民健康保険加入の皆様が病気やケガをしたときは、保険医療機関等に保険証を掲示して受診し、窓口で一部負担金として医療費の自己負担分を支払いますが、自己負担分は医療費の一部(1～3割)に過ぎません。残りの医療費(9～7割)は医療機関からの請求に基づき、保険者である榛東村から審査機関である国保連合会を経由して医療機関に支払っています。

医療機関へ支払う医療費の財源は、国保加入者である皆様が納める国保税と国・県等の負担金で賄われています。国民健康保険財政の安定的な運営のために次のことに心がけていただき、医療費の削減にご協力をお願いします。

○かかりつけの医療機関をもちましよう

風邪などの軽い病気であれば、大きな病院でも身近な開業医でも治療内容はほとんど変わりありません。開業医は待ち時間も短く、身体への負担が軽減されます。かかりつけ医は自宅などに近くて通いやすい開業医を選び、高度な医療が必要な場合は、かかりつけ医から適切な医療機関を紹介してもらいましょう。

大きな病院では、初診の場合は紹介状が必要です。また、紹介状なしで受診する場合は特別料金が発生することがあります。

○休日や夜間の診療は控えましよう

休日や夜間などの時間外に受診した場合、医療機関に支払われる医療費は高く設定されていますので、安易に休日や夜間に救急医療機関等を受診することは控えましよう。軽症の人の救急医療受診のため、緊急を要する重症患者への対応が遅れたり、本当に必要なときに救急医療を受診できなくなる場合があります。急病などのやむを得ない場合を除いては、診療時間内に受診するように心がけましよう。

○はしご受診はやめましよう

同じ病気で医療機関を次々と受診するはしご受診は控えましよう。医師の紹介もなく医療機関を変更すると、その都度初診料を払うだけでなく、検査も必要となり医療費の無駄が発生します。また、何度も同じような検査を受けることになり、処置・投薬の重複で副作用が出て身体に負担もかかります。何かあった場合は、まずかかりつけ医に相談ましよう。

○ジェネリック医薬品を活用ましよう

ジェネリック医薬品とは、新薬と同様に薬事法に基づいて厚生労働省から承認されている薬です。新薬と同じ有効成分の薬ですが新薬よりも低価格で、しかも安全性も効き目も立証されています。

医師が処方箋に「ジェネリック医薬品への変更不可」と署名または記名・押印されている場合以外は変更することができます。処方されている薬にジェネリック医薬品があれば、積極的に利用ましよう。

Q.安全性は大丈夫？

A.ジェネリック医薬品は、新薬と同様の様々な基準を遵守して製造・販売されるので、安全性は十分に確かめられています。飲みあわせなどが新薬とは異なる場合がありますので、服用前にかかりつけ医やかかりつけ薬局に相談ましよう。

Q.医療費の削減は？

A.新薬と違ってジェネリック医薬品は開発費用が少なく済むため、新薬の3～7割の値段です。特に数種類の薬を使っている方で長期間の服用が必要な方は、大幅な医療費の削減ができます。

○明細つきの領収書をもらいましよう

医療機関を受診したときは領収書をもらいましよう。平成22年4月からは、自分で受けた診療内容がわかる診療明細書が原則として無料で発行されることになりました。自分がどのような診療行為を受けて、どれくらいの医療費がかかったのかを確認して、医療費の節約を心がけましよう。

また、医療費の領収書は高額治療費の申請のほか、確定申告の医療費控除を受ける場合にも必要となりますので、大切に保管ましよう。

○年に1回は健康診断等を受けましよう

病気の発見が遅れると、病気が進行してしまうだけでなく治療期間も長くなり、医療費の負担も増大します。病気の早期発見・早期治療のために、年1回国保の特定健診や人間ドック等の健診を受けるようにましよう。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141)へ